商品概要説明書

JA教育資金贈与専用口座

(2021年4月1日現在)

 前品名 ・JA教育資金贈与専用口座 ※複親特別指置法に基づく教育資金非課稅措置の適用を受けるための口座です。 ・直系報信(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した33歳末満の何外。 ・野与日の展する年の前中分の合計所得金額が1,000 万円以下であること(2019年4月1日以後の贈与について適用) ※問該可能な専用口座は、お一人とまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。 期間 (1)取扱期間 ・2013年8月1日~2023年3月31日 ・財金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで 取入方法 ・取扱期間内で随時預け入れできます。 ※成系幕域から関与された金銭を取得後とカ月以内に預入いただきます。 ※仮表の方に対して貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※明として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※新用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、選択者等の見出がないない戻しを含む要としてご利用されることを確認するため、実践相信置の適用を受けることができません。 ※解取書等もしくは詰求書等の内容が設定量の外の払い戻し等については非課稅措置の適用を受けることができません。 ※解取書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ・毎日の最終政高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする目割計算をします。 ・毎日の最終政高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする目割計算をします。 ・金和は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税35)の分離政税となります。 ・金和は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・を判す店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・本マシュカードの発育はできません。 ・約・年金等の自動支数、公式料金等の自動支数(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 ・約・年金等の自動支数、公式料金等の自動支数(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 ・約・年金等の自動支数(教育資金の支払いは除く)のお取扱いできまません。 ・約・年金等の自動会を対すとよりによりに関するとよりは、また、自動達を対するとよります。 ・の取扱いできまません。 ・約・年金等の自動金のお取扱いもできません。 ・約・年本のおびりに関するとよりには関するとよりによりに関するとよりには関するとよりによりには関するとよりによりによりには関するとよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		
	商品名	・JA教育資金贈与専用口座
		※和税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座で
 ご利用いただける方 では、		
贈した 30 歳未満の個人 ・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用) ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。 期 間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間 (2) 預入期間 (3) 預入方法 (1) 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入申位 基度方法 (2) 預入金額 (3) 預入申位 基度方法 (2) 預入金額 (3) 預入申位 基度方法 (4) 形態 (5) 金融計算 (6) 金融计算 (6)		
贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること (2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用)	ご利用いただける方	・直糸専属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育貸金を受
(2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用) ※開設可能な専用口座は、お一人とまにつき1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。 第 間 (1) 取扱期間 ・2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日		贈した30歳未満の個人
(2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用) ※開設可能な専用口座は、お一人とまにつき1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。 第 間 (1) 取扱期間 ・2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2013 年 8 月 1 日~2023 年 3 月 3 日 月 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日		・贈与日の属する年の前年分の会計前得金額が 1 000 万円以下であること
※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した 場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。 り では、一般の大きに乗り、一般の大きを表した。 第1日本2023年3月3日 ・2013年8月1日~2023年3月31日 ・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで ・形板期間内で随時預け入れできます。 ※直承事属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※直承事属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※直入を額 ・1円単位・ 払戻方法・・1円単位・・1円単位・・1円単位・・1円単位・・1円単位・・1円単位・・1円単位・・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する ため、学校等かの側収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、 (領収書等の提出がない私い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非 課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、 審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、 審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の約定利率を適用しまっ(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年3月3日までの間は、20、315%(国税15、315%、 地方程の5)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金(10 の取扱いができません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海内のおりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のおりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりできません。 ・海のよりでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
#		
期 間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間 ・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで (1) 預入方法 ・取扱期間内で髄時預け入れできます。 ※直系専属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および数育資金非課税申告書等を当組合に提出いただきます。 ・1 円以上1,500万円以下 ・1 円単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。 ※領収書等の提出がない私い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を終高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・22% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ・22% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 カ方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利は店頭の金利表ではいませません。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利はこれたいで対象に変した場合、②31歳はた日があることを、当りなに届け出ないた場合、③40歳に達した場合、⑤みでした場合、⑥野金養高がななり契約終了		│※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した│
期 間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間 ・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで (1) 預入方法 ・取扱期間内で髄時預け入れできます。 ※直系専属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および数育資金非課税申告書等を当組合に提出いただきます。 ・1 円以上1,500万円以下 ・1 円単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。 ※領収書等の提出がない私い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉を終高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・22% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ・22% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 カ方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利は店頭の金利表ではいませません。 ・名利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・名利は店前はなくいります。 ・名利はこれたいで対象に変した場合、②31歳はた日があることを、当りなに届け出ないた場合、③40歳に達した場合、⑤みでした場合、⑥野金養高がななり契約終了		場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
(1) 取扱期間 (2) 預入期間 ・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	廿日 目目	※ 首 () 1 () 7 () 三面間 () 7 () 1 ()
(2) 預入期間 ・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで (1) 預入方法 ・ 取扱期間内で随時預け入れできます。 ※適系弯属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当組合に提出いただきます。 ・ 1 円以上1,500 万円以下 ・ 1 円単位 払戻方法 ・ 1 円以上1,500 万円以下 ・ 1 円単位 ・ 原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため。 企業のでいては非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・ 毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎日の粉度利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎日の粉度利率を適用しまないます。 ・ 20%(国税15%,地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20、315%(国税15、315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・ 治した場合、のの数に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの制度を受講した日があることを、当以に届け出なかった場合、②40歳に達した場合、②40歳に達した場合、②50齢養高がななり契約終了		
(1) 預入方法	(1) 取扱期間	·
(1) 預入方法	(2)預入期間	・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
(1) 預入方法	箱入方 注	
※直系幕属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当組合に提出いただきます。 ・1円以上1,500万円以下 ・1円単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から私い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの私戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の般終政高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。・金利は店頭の金利表示ポードに表示しています。 ・かりの新取扱した質のの表します。・金利は店頭の金利表示ポードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ポードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ポードに表示しています。・第9年金等の自動会取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱い行できません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかの日において学校等に在学した日または含、②31歳以上でその年中のしずれかあることを、当」AIに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、②40歳に達した場合、②50歳の名の表記を表さればいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませ	1	でも 中田 中 マ かけない さい マ キ ナ ナ
(2)預入金額 (3)預入単位 払戻方法 ・1 円以上 1,500 万円以下 ・2 所収 書等に記載の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻しや終す資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に起しまからの払戻目が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用を受けることができません。 ・海丘の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年 2 月と 8 月 の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日制計算をします。 ・20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ・20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ・20%(国税 15%、地方税 5%)がの分離課税となります。 ・2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20. 315%(国税 15. 315%、地方税 5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動実払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。	(1) 旗人方法	
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1 円以上1,500 万円以下 ・1 円単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、 領収書等の提出がない私い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非 課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場 合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、 審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉を利まが、地方税5%)※の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・参り・年金等の自動を取るのおります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1 円以上1,500 万円以下 ・1 円単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、 領収書等の提出がない私い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非 課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場 合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、 審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの目に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・毎日の粉を利まが、地方税5%)※の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・参り・年金等の自動を取るのおります。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当組合に
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・ 1 円単位 ・ 2 日本の表に数に表する場合に限り払い戻しできます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※ 3 後収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 ・ 4 日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 4 日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 4 日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 4 毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に支払います。 ・ 4 日の粉定利率を適用します。 ・ 4 日の粉定利率を適用しますの日に支払います。 ・ 5 日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※ 2013 年 1 月 1 目 から 2037 年 12 月 31 目までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・ 4 本ッシュカードの発行はできません。 ・ 2 本の主が対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。 ・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 2 本の主が対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができません。 ・ 2 本の主が対象とする特別を受助、2 本の主が対象とする、1 のおお扱いはできません。 ・ 2 本の主が対象とする・1 も対にできません。 ・ 2 本の主が対象とする教育訓練を受講した日があることを、当 3 月に届け出なかった場合、②31 歳 以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 3 月に届け出なかった場合、③40 歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
(3) 預入単位 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非 課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年0月終疫高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする目割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードの発行はできません。・給与・年金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。・ また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・/原則として中途解約はできません。たたし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳 以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	(0) 77 7 0 67	
 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1)適用金利(2)利払頻度(3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15、315%、地方税5%)の分離課税となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。でおりますとは、また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳的はできる給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当Aに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、⑥貯金残高がなくなり契約終了 	(2) 預入金額	・1円以上1,500万円以下
 払戻方法 ・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1)適用金利(2)利払頻度(3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15、315%、地方税5%)の分離課税となります。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。でおりますとは、また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳的はできる給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当Aに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、⑥貯金残高がなくなり契約終了 	(3)預入単位	・1円単位
※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の般定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・海与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。で開建した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	払戻方法	・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。
ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の粉定利率を適用します・変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・治りの分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・治りの分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・治りの分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・海りがあるされば除く)のお取扱いができません。 ・治りのお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができません。 ・治りの表に変した場合の表が別のの意に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、②340歳に達した場合、②6貯金残高がなくなり契約終了		
領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非 課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等に記載の支払年月日と本りの名が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・方法		ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、
※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの私戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・ に関して中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非
※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの私戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・ に関して中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、 審査・確認するための期間をいただく場合があります。		
#領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 ・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息		合、本非課税措置の適用対象外となります。
審査・確認するための期間をいただく場合があります。 利 息		※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、
利 息		
 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (4)税金 (5)金利情報の入手方法 手数料 付加できる特約事項 付加できる特約事項 (6) のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 (7) のおり、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 (8) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4月 白	毎
 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キッシュカードの発行はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了 	' ' =	
 (3) 計算方法 ・毎日の最終残高1,000 円以上について付利単位を100 円として1年を365 日とする日割計算をします。 ・20% (国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・自動といができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了 	· · · · — · · · — · · ·	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
 (3) 計算方法 ・毎日の最終残高1,000 円以上について付利単位を100 円として1年を365 日とする日割計算をします。 ・20% (国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・自動といができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了 	(2)利払頻度	・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。
(4) 税 金 とする日割計算をします。 ・20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 (5) 金利情報の入手方法 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 — 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	(3) 計質方法	 ・毎日の最終残害 1 000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
 (4)税金 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 一一 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了 		
※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、 地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		, - , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
地方税 5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	(4)税 金	・20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。
地方税 5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 手数料 付加できる特約事項 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、
 (5)金利情報の入手 方法 手数料 一個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了 		
方法 手数料 一個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。	(こ) 公司は却のすず	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
手数料 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		・ 室州は近與の筮州衣亦か一トに衣亦しています。
・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	方法	
・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	手 数 料	
の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		・個人のお客さまけマル優(暗がい者笔を対象とする「小類時葢非理趙制帝)
・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		- / 3
のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		・キャッシュカードの発行はできません。
のお取扱いはできません。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		┃・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)┃
また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。 中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
中途解約 ・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当JAに届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 JA に届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 JA に届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了	中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、②31歳
付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 JA に届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給
た場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がなくなり契約終了		
の合意があった場合には、口座は解約となります。		
		の合意があった場合には、口座は解約となります。

的人足险判实	
貯金保険制度 (八枚制度)	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法
	第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-2
	9-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など
	苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
	苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはJAバンク
	相談所にお申し出ください。
	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)
	そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士
	会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問
	い合わせください。)
	公益社団法人 民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相
	談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお
	申し出ください。)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
	「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様
	からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様の
	アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
	ビ会議システム等により、共同して解決に当り
	ます。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している
	ものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所ま
	たは東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる	_
事項	
サ'ス	1

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aいずみの